

【一般社団法人 お金のソムリエ協会 規約 別紙】

本別紙は、一般社団法人 お金のソムリエ協会 規約（以下「規約」という）を補完するものである。一般社団法人お金のソムリエ協会（以下「甲」という）が主宰する教育事業（以下「本事業」という）における甲と、規約の認定講師署名欄に署名した者（以下「乙」という）との間の契約関係に適用するものとし、乙が規約に署名をした時点で本件別紙記載の内容に合意したものとみなす。

（認定講師登録料と会費等）

第1条 規約第2条規定の認定講師登録料、ライセンス維持に必要な更新料、及び規約第4条規定のお金のソムリエマスター倶楽部の月会費は次のとおりとする。

- (1) 登録料 50,000円（消費税別）
- (2) 更新料 50,000円（消費税別）
- (3) 月会費 3,000円（消費税別）

2 お金のソムリエ倶楽部会員については、前項の(1)登録料と(2)更新料とを免除する

3 1項の(3)月会費については、2019年3月まで免除する

（認定講師への謝礼）

第2条 乙がお金のソムリエ入門セミナー等のフロントセミナーを主催し、かつ、フロントセミナーに続くお金のソムリエコースを主催した場合において、お金のソムリエコースに進学した受講生から甲が受領した受講料のうち、次の割合の金額を乙に支払う

- (1) 当該受講生が乙専用の申し込みサイトからフロントセミナーの申し込みを行い、お金のソムリエコースに進学した場合には、甲が当該受講生から受領したセミナー受講料の20%（消費税別）を乙に対して支払う。
- (2) 当該受講生が、乙主催のフロントセミナーにてお金のソムリエコース仮申込書に署名をして、進学した場合には、甲が当該受講生から受領したセミナー受講料の20%（消費税別）を乙に対して支払う。
- (3) 当該受講生が、乙主催のお金のソムリエコースに参加した場合には、甲が当該受講生から受領したセミナー受講料の20%（消費税別）を乙に対して支払う。

2 受講生が夫婦一組または親子一組など家族単位で複数会場のお金のソムリエコースに参加する場合には、受講生にとってメイン会場となるお金のソムリエコースを主催する認定講師に前項(3)の謝礼を支払う。この場合のメイン会場とは、次の優先順位にて、協会が判定するものとする。また、いずれの基準でも判定が出来ない場合には、諸般の事情を勘案の上、協会が判定する。

①1名がフロントセミナーを主催した認定講師が主催するお金のソムリエコースに参加する場合にはその会場

②2名ともフロントセミナー主催講師以外の会場に参加する場合には、出席回数が多い方の会場

（共同開催の認定講師への謝礼）

第3条 他の認定講師からお金のソムリエコース受講生の送客を受ける場合には、次のルールにてお金のソムリエコースを当該講師と共同で開催することとする。

(1) お金のソムリエコースを主催するメイン講師は、共同開催講師に1回以上の登壇を委託し、登壇謝礼として1回につき30,000円（消費税込）を支払う。

(2) 共同開催者となる認定講師は、すべての回において、サポーターとして参加し、メイン講師をサポートする。

（サポーターへの謝礼）

第4条 乙が他の認定講師にサポーターとして参加していただいた場合には、乙は当該講師に対して10,000円（消費税込）を謝礼として支払う。

2 サポート参加可能な認定講師を乙が見つめることができない場合には、甲に対してサポーター派遣を要請することができる。派遣依頼については、セミナー開催日の2週間前までに行うこととし、派遣料として1回につき20,000円（消費税込）を甲に支払う。

3 やむを得ない事情により、片道100km以上離れた遠隔地の認定講師にサポートを依頼する場合で、かつ、サポート目的だけで応援に来ていただく場合には、往復交通費実費相当額を謝礼または派遣料に加算する。

4 認定講師以外のお金のソムリエ倶楽部会員にサポートを依頼する場合には、フロントセミナーについては1回につき5,000円の謝礼とし、お金のソムリエコースについては無報酬とする。

（協会への講師派遣依頼）

第5条 やむを得ない事情により乙が登壇できない場合には、甲に対して講師の派遣を要請することができる。

派遣依頼については、セミナー開催日の2週間前までに行うこととし、派遣料として1回につき50,000円（消費税込）を甲に支払う。また、片道100km以上離れた遠隔地の認定講師が派遣される場合には、往復交通費実費相当額を当該講師に支払う。

（委託報酬）

第6条 規約第6条に基づき、甲が乙に対し業務を委託する場合には、つぎのとおり報酬を支払う。

(1) 第6条1号により、乙が相談・コンサルティングを行った場合、1時間あたり5,000円（消費税込）を、月末締め翌月末に支払う。

ただし、メール及びSNS等によるフォローやアドバイスに関する報酬については上記委託報酬に含まれるものとする。

(2) 第6条2号により、乙が本部開催のセミナーの講師を行った場合は、甲は乙に対し、1回につき30,000円（消費税込）を、月末締め翌月末に支払う。

(3) 第6条3号により、乙が本部派遣のサポーター業務を行った場合は、甲は乙に対し、1回につき10,000円（消費税込）を、月末締め翌月末に支払う。

(4) 第6条4号により、乙が本部主催セミナーの見込み客（お金のソムリエ倶楽部会員を除く）を紹介し、その結果、その見込み客が本部主催バックエンドセミナーを受講した場合には、甲は乙に対し、30,000円（消費税込）を、月末締め翌月末に支払う。

2 前条に基づき甲が講師を派遣する場合には、甲は乙に対し1回につき30,000円（消費税込）を月末締め翌月末に支払う。

3 甲は、乙に対し、1項及び2項の金員を、上記乙の指定口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。

（内容の変更）

第7条 甲は、乙に通知することにより、有効期間中においても、別紙の内容を変更することができる。その他、別紙に記載のない事項については、規定の記載に従う。